

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者 }  
各指定障害者支援施設運営法人代表者 } 様

(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

食事提供体制加算の算定要件に係る義務化事項（令和6年10月）  
の取扱いについて（通知）

日頃は県内の障がい福祉施策の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、食事提供体制加算の算定要件が見直され、その要件の一部については、令和6年10月から義務化が開始されることとなります。

つきましては、下記の通り取扱いをお知らせしますので、ご確認のうえご対応いただきますようお願いいたします。なお、令和6年10月の義務化に向けて、別途、食事提供体制加算に係る体制届の提出等の依頼を予定（9月中）していますので、ご留意ください。

記

1 食事提供体制加算の概要

食事提供体制加算については、令和6年3月31日までの経過措置とされていましたが、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に算定可能としたうえで、令和9年3月31日まで経過措置が延長されることとなりました。

各事業所等においては、要件をご確認のうえ、適切に運用していただきますようお願いいたします。詳細につきましては、厚生労働省ホームページより、報酬算定告示及び留意事項通知等をご確認ください。

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省ホームページ）  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html))

《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位/日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位/日

〔現行〕

収入が一定の額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

〔見直し後〕

収入が一定の額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①～③のいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。

② 利用者ごとの摂食量を記載していること。

③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること。

①の要件について、令和6年10月から義務化されます。

## 2 食事提供体制加算の算定要件に係る留意事項について

食事提供体制加算の要件①の留意事項については、以下の通りとされています。

管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。献立の確認については、献立の作成時から関わることを望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。

各事業所においては、詳細につきましては、厚生労働省ホームページより、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL1.5（令和6年8月29日）をご確認ください。

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省ホームページ）

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html))

## 3 栄養ケア・ステーションの管理栄養士等による献立の作成、確認について

- (1) 栄養ケア・ステーションの管理栄養士等による献立の作成、または内容の確認を希望される場合等は、公益社団法人岐阜県栄養士会 栄養ケア・ステーションにお問い合わせいただき、調整していただきますようお願いいたします。なお、岐阜県栄養ケア・ステーションによる献立の作成、内容の確認については有償となります。料金については、業務内容に応じた金額となりますので、あわせてお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

公益社団法人岐阜県栄養士会 栄養ケア・ステーション

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館 3階

開設日：月曜日～金曜日

開設時間：9:00～16:00

Tel：(058) 278-5230

Mail：[info@gifu-eiyo.or.jp](mailto:info@gifu-eiyo.or.jp)

ホームページ：<https://gifu-eiyo.or.jp/station/>

- (2) 保健所の管理栄養士等による献立内容の確認を希望される場合等は、各保健所にお問い合わせいただき、調整していただきますようお願いいたします。

なお、保健所の管理栄養士等による献立内容の確認については、岐阜県特定給食施設等指導要綱に基づき、1回20食以上または1日50食以上の食事を供給する施設を対象とし、施設で作成された給与栄養目標量等を個別巡回指導や栄養管理報告書にて確認するものになりますので、ご注意ください。

ホームページ（保健所等一覧）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8458.html>

|        |                        |    |    |
|--------|------------------------|----|----|
| 所属     | 障害福祉課 事業所指導係           |    |    |
| 係長     | 若原                     | 担当 | 澤本 |
| 電話     | 058-272-1111 内 3492    |    |    |
| E-mail | c11226@pref.gifu.lg.jp |    |    |